

平成31年度 三朝町社会福祉協議会事業計画

〔1〕基本方針

「誰もが安心して暮らせるまち」をめざして、住民参加による支え合いの地域づくりを促進するため、集落福祉連絡会を開催するなど小地域福祉活動の推進体制づくりに努めます。また、権利擁護や生活困窮等の問題を抱える要支援者に対しては、ニーズの早期発見と相談業務の充実に努め、関係機関と連携した適切な個別支援により住み慣れた地域での生活の維持継続を促進します。

一方、経営状況が厳しくなる介護サービス事業については、昨年度の理事会及び評議員会での協議に基づき、通所介護事業の利用者拡大に向けた取組みを中心に介護事業の経営改善を目指すこととし、事業継続の方向性については今年度の収支状況に基づいて来年度判断することとします。

組織体制においては、新たに常務理事を設置して適正な法人運営を推進します。また、事業の管理・推進体制の強化を図るために介護課を置き2課制にするほか、デイサービス1係と2係を統合してデイサービス係とします。

〔2〕重点事項

1. 小地域福祉活動の推進強化
2. 相談支援活動の強化
3. 介護保険事業の健全経営

〔3〕実施計画

【総務課 総務係】

法令等を順守して、社会福祉法人としての適正運営に努めます。

町をはじめ県、県社協からの受託事業、また従来の福祉事業を推進して地域支援と個別支援による地域福祉活動を推進します。地域福祉活動の取組みを強化するため正規職員1名を採用します。

指定管理者として、町立福祉センターの適切な管理運営に努めます。

(1) 法人運営

- ①理事会・評議員会・監事会の開催
- ②人事・労務管理
- ③適正な会計事務、庶務全般
- ④会費、寄附金の収受

(2) 広報啓発活動の推進

- ①広報誌「福祉みささ」の発行（全戸配布）
- ②福祉座談会の開催…開催集落、内容の充実による参加者の拡大促進
- ③福祉まっりの開催…住民参加の促進
- ④福祉大会の開催
- ⑤ホームページの活用と充実

(3) 地域福祉活動の推進

- ①小地域ネットワークの充実
 - ◇集落福祉連絡会の推進…ニーズの発見と要支援者の見守り促進
町と連携した支え愛マップづくりの推進
 - ◇愛の輪運動の推進…一人暮らし後期高齢者への訪問員配置促進
関係者と連携した状況把握と運動の充実
 - ◇救急医療情報キットの配布・活用…広報の強化とキット配布の推進
 - ◇福祉関係者合同研修会の開催（年1回）
- ②高齢者の閉じこもり・介護予防、生きがいづくり事業の推進
 - ◇地区別高齢者交流会の開催（9地区、各地区月1回）
- ③生活支援コーディネーターの配置（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）
 - ◇サービスの開発、関係者のネットワークの構築を推進
 - ◇既存集落サロンの支援
- ④サロン事業の推進（町委託：介護予防・日常生活支援総合事業）
 - ◇地区別いきいき元気サロンの開催
 - ◇集落サロンの開催促進
- ⑤日常生活自立支援事業の推進（県社協委託）
- ⑥生活困窮者自立支援事業の推進（県委託）
 - ◇事業推進体制の充実とニーズ把握の強化
 - ◇関係機関との連携強化
- ⑦配食サービスの実施
 - ◇ボランティア配食サービス（週1回、昼食を配食）
- ⑧生活福祉資金の貸付
- ⑨福祉体験等の実施
 - ◇車イス体験・アイマスク体験・デイサービス交流
 - ◇夏休みボランティアスクールの開設（小学5・6年生、中学生）
- ⑩相談事業の推進
 - ◇定例相談所の開設（月1回行政相談開設）
 - ◇事務局での随時相談受付…相談員、関係機関と連携した問題解決の促進
 - ◇相談員研修の実施

- ⑪福祉教育の推進…福祉教育推進校連絡会の見直し
中学生トライワークへの協力
- ⑫福祉関係団体の支援
◇事務局を担当する福祉団体…老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会
知的障害者育成会、精神障害者家族会、遺族連合会
- ⑬祭壇・レクリエーション用具等の貸出事業

(4) ボランティアセンター事業

- ①ボランティア連絡協議会の開催
- ②ボランティア講座の開設
- ③介護支援ボランティア事業の推進（町委託）
◇介護支援ボランティアの広報啓発
◇ボランティア・活動施設等の募集と連絡調整
- ④ボランティアコーディネーターの養成（県社協養成講座の受講）
- ⑤学生服リユース事業の実施検討

(5) 福祉センターの管理運営

指定管理者（平成30～32年度）として、適正な施設管理と利用促進を図ります。

(6) 共同募金活動への協力（共同募金委員会）

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金、災害義援金

【介護課】

利用者・家族のみなさんが安心・信頼して利用できる相談・介護サービスの提供に努め、利用者の自立支援と介護者支援による要支援者の在宅生活の維持継続を推進します。

【居宅介護支援係】

指定基準を遵守した事業運営を図るとともに、関係機関等との連携を強化して利用者・家族の立場に立った支援・プラン作成を行います。

(1) ケアプランの作成

- ①プラン作成目標 要介護 100件/月 要支援・総合事業 20件/月
- ②検討会等を充実し、利用者支援の強化に努める。

(2) 町委託事業の推進

- ①訪問調査の実施
- ②介護予防プランの作成

【ホームヘルプ係】

関係機関等と連携を図りながら、利用者の在宅生活の支援に努めます。

(1) 訪問介護事業の実施

①月の訪問回数220回を目標に利用者の確保に努める。

(2) 介護予防訪問介護相当サービスの実施

(3) 障害者居宅介護事業の実施

(4) 外出支援サービスの実施（町委託）

(5) 産後ヘルパー事業の実施（新規・町委託）

(6) 重度障がい児者医療型ショートステイ整備等事業の実施（県補助）

【デイサービス係】

通所介護事業では、サービスの充実強化による利用者満足度の向上と事業所PRを推進し、利用者の拡大に努めます。障害者日中一時支援事業では、利用者の社会参加の促進、健康増進に努めます。

(1) 通所介護事業の実施

①機能訓練の充実による身体機能の維持向上を図る。

②生きがいつくりの促進・・・趣味活動の充実、ボランティア・園児との交流推進

③平均利用者23人/日为目标に利用者の確保に努める。

(2) 介護予防通所介護相当サービスの実施

(3) 通所型サービスA事業の実施（町委託）

◇運動機能向上事業

(4) 配食サービス事業の実施（町委託）

◇週6回、夕食を配達。生活支援と安否確認を実施。

(5) 障害者地域生活支援事業の実施（町委託）

①日中一時支援事業